

令和3年4月1日

公共工事代金債権信託制度の導入について

東京二十三区清掃一部事務組合は、中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化と適正な履行確保を図るため、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達制度（公共工事代金債権信託制度）を導入致します。

制度の概要

東京二十三区清掃一部事務組合から公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者が、東京二十三区清掃一部事務組合の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。本制度により、中小・中堅元請建設業者は、工事の施工過程で資金調達が可能となり、下請企業への工事代金支払いなど、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

利用できる請負業者

東京二十三区清掃一部事務組合公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者

- 1 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者。
- 2 中小企業者以外のものであって、かつ当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画がある場合。
- 3 破産・会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- 4 会社整理、又は特別清算開始の申立てをしていないこと。
- 5 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- 6 その他債務の弁済が不可能な状態ではないこと。

対象工事

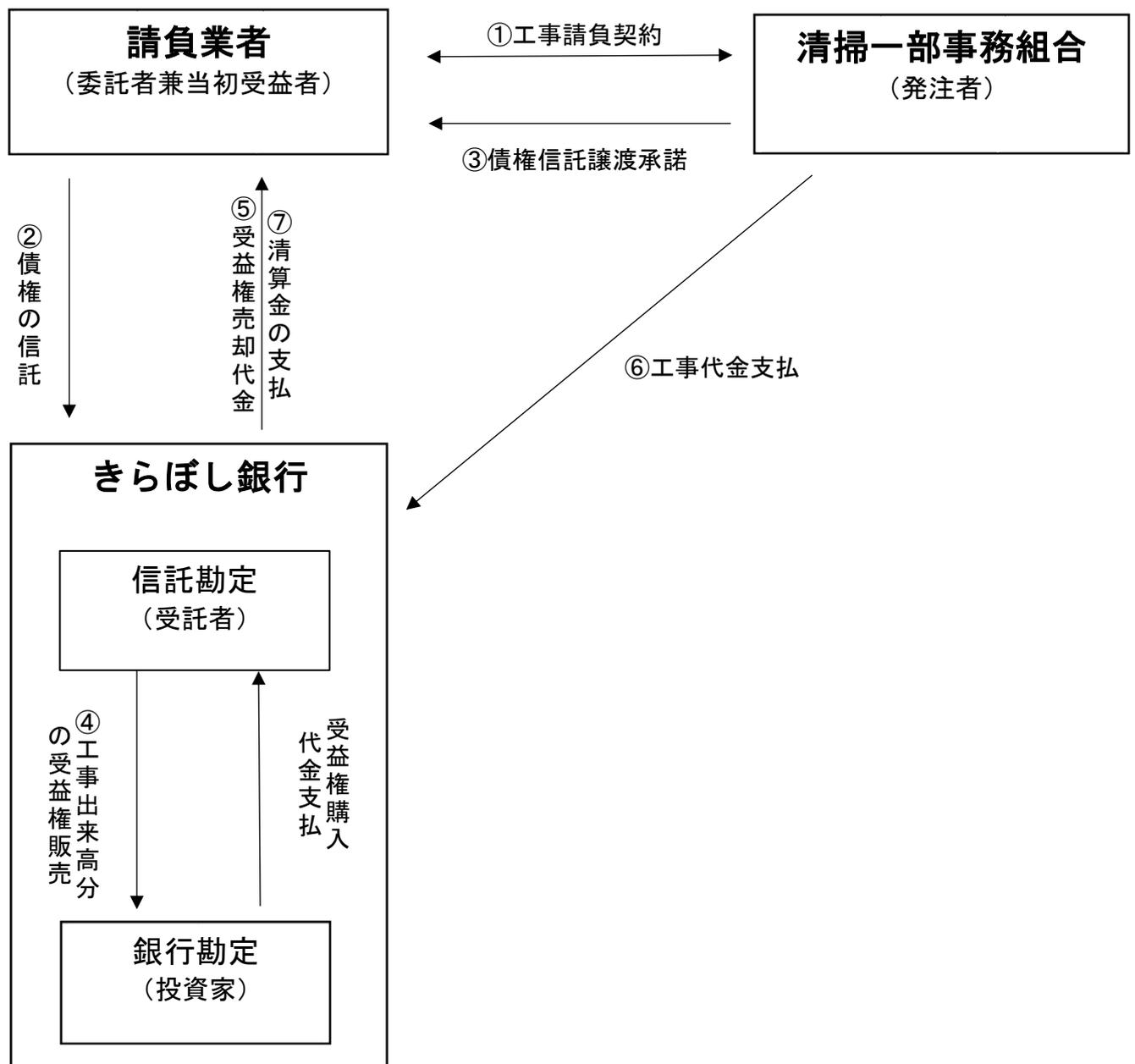
東京二十三区清掃一部事務組合が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下のすべてに該当すること。

- 1 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。
- 2 前払金・部分払等がなされている場合は、工事の進捗状況が前払金・部分払等の相当割合を超えていること。
- 3 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、履行期間まで2週間以上あること。
- 4 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事でないもの

債権譲渡の承諾・契約

- 1 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること。
- 2 きらぼし銀行に対して、工事代金債権を信託すること。
- 3 東京二十三区清掃一部事務組合から債権譲渡の承諾を得ること。

制度の流れ



手続きの流れ

- 1 制度の利用を希望する建設業者（元請）は、きらぼし銀行との間で、工事代金債権を信託する手続きをとります。
- 2 次に、元請業者ときらぼし銀行の連名で、清掃一部事務組合に債権譲渡承諾の申請を行います。
- 3 これに対し、清掃一部事務組合は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行います。
- 4 債権譲渡が承諾されたときは、きらぼし銀行は、工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて信託受益権を購入します。
- 5 きらぼし銀行は、元請業者に対し、受益権売却代金を支払います。
- 6 清掃一部事務組合は、債権譲受人であるきらぼし銀行に対して工事代金を支払います。
- 7 きらぼし銀行は、受け取った工事代金から売却済受益権の元本償還・収益配当部分を差引いた金額を清算金として請負業者に返還します。

提出書類

(債権譲渡承諾の申請時)

- 1 債権譲渡承諾依頼書 (3部) 【第1号様式－表裏1枚で作成すること】
- 2 公共工事代金債権信託契約書の写し (1部)
- 3 工事履行報告書 (1部) 【第3号様式】
- 4 債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書 (各1部) 【発行日から3ヶ月以内のもの】
- 5 下請負人に対する支払計画書 (1部) 【第4号様式】
- 6 履行保証人の承諾書の写し (1部)
履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合
- 7 委任状 (1部) 【第2号様式－債権譲渡人と債権譲受人が共同で持参できない場合等】

(請負代金請求時)

- 8 工事請負代金請求書 (1部) 【第8号様式】

(契約変更・解除時)

- 9 工事代金債権計算書 (1部) 【様式9・様式10】

※ 写しを提出するものは、提出時に原本を提示する必要があります。

適用年月日 : 令和3年4月1日
問い合わせ先 : 東京二十三区清掃一部事務組合契約管財課契約係
TEL 6238-0662